

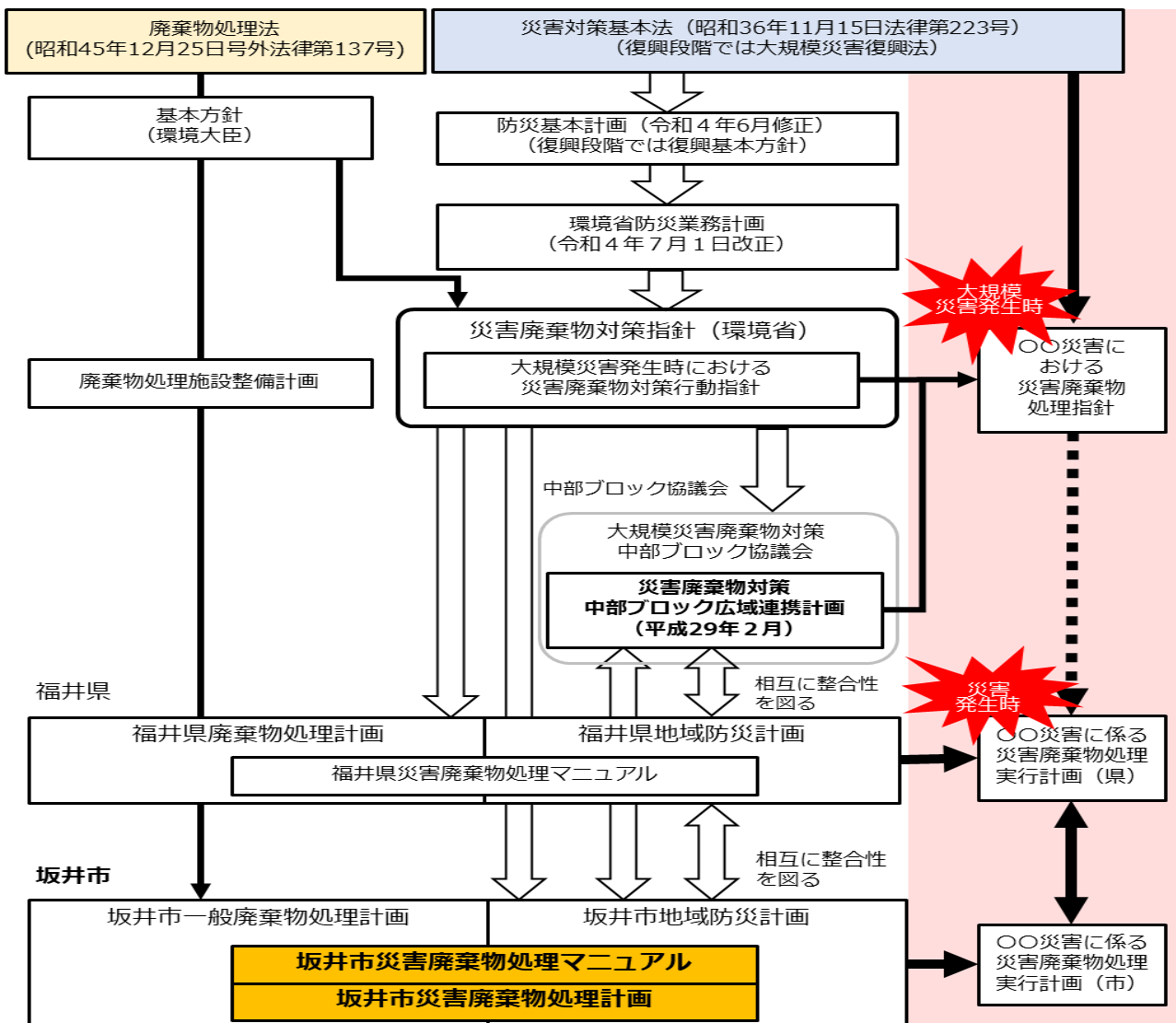
坂井市災害廃棄物処理計画【概要版】（素案）

□ 計画策定の背景及び目的

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大規模地震とこれによる津波の影響で被害が広範囲におよび、膨大な災害廃棄物と津波堆積物が発生した。さらに、その処理にあたって市町村が混乱したため、被災地の復旧・復興の大きな障害となった。
- 本市においては、一般廃棄物である災害廃棄物の統括的な処理責任を果たすとともに令和 3 年 3 月に策定した坂井市国土強靱化計画において、被災により大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を回避するためにも災害廃棄物処理計画の必要性と重要性を認識し、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目的として「坂井市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

□ 計画の位置づけ

- 本計画は、国の指針に基づき、県マニュアルと整合を図りつつ、本市の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものであり、災害対応全般を示す「坂井市地域防災計画」（令和 4 年 3 月修正）や発災後の対策や手順、平時の検討事項などを整理した「坂井市災害廃棄物処理マニュアル」（令和 3 年 3 月策定）と一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画（ごみ）」（令和 2 年 3 月策定）を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。



□ 対象とする災害

- 本計画で想定する災害については、地域防災計画で対策上想定すべき災害（地震、津波、水害）を対象とする。

想定する災害（地震・津波・水害）

災害の種別	項目		内容
地震	想定地震		福井平野東縁断層帯地震
	最大震度		7
	建物被害	全壊	11,347 棟
		半壊	10,320 棟
	人的被害	死者数	691 人
		避難所避難者数	29,144 人
		断水被害による避難者数	18,721 人
避難所外避難者数		2,181 人	
津波	津波が最も高くなる断層		F 4 9
	最大津波高 (m)		1.2~12.2
	最大津波到着時間 (分)		28~150
	最大浸水域面積 (ha)		179
水害	想定水害		竹田川 (下流)
	建物被害	全壊	775 棟
		半壊	2,018 棟
		床上浸水	10,757 世帯
		床下浸水	6,325 世帯



地震災害による被害状況（平成 28 年 5 月 熊本県）

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h28_shinsai/search/)

□ 災害廃棄物処理の基本方針

- 本市における災害廃棄物の処理に関する基本方針は、以下のとおりである。

災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

□ 処理主体

- 災害廃棄物は一般廃棄物とされていることから、本市が処理の責任を負う。
- ただし、本市が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うこととする。

□ 住民等への啓発・広報

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。
- 情報伝達手段としては、ホームページ、広報紙、説明会、回覧板、避難所への掲示、アプリ等を、被災状況や情報内容に応じ活用する。

□ 避難所ごみ・生活ごみ

- 避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。
- ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、住民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じる。

震災による避難所ごみ・生活ごみの発生量推計結果

項目		避難期間			
		被災1日後	被災2日後	被災4日後	被災1ヶ月後
避難所ごみ	当該期間の避難者数（人）	47,865	47,708	34,760	29,144
	避難所ごみ発生量（t/日）	27.1	27.1	19.7	16.5
生活ごみ	当該期間の非避難者（人）	39,925	40,082	53,030	58,646
	生活ごみ発生量（t/日）	26.4	26.5	35.1	38.8

□ 仮設トイレ・し尿処理

- 本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、それぞれ、坂井地区広域連合の許可（委託）業者が行い、収集したし尿等はさかいクリーンセンターで処理している。
- 発災時においては、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬及び処理が必要となる。

震災によるし尿発生量及び仮設トイレの必要基数の推計結果

項目	避難期間			
	被災1日後	被災2日後	被災4日後	被災1ヶ月後
当該期間の避難者（人）	47,865	47,708	34,760	29,144
し尿発生量（L/日）	81,371	81,104	59,092	49,545
仮設トイレ必要基（基）	611	609	444	372

□ 災害廃棄物発生量

- 震災による災害廃棄物は1,564,959 t、津波堆積物は42,960 t 発生し、合計の災害廃棄物発生量は1,607,919 t であり、令和3年度の一般廃棄物の年間総排出量の59年分に相当する。
- 水害による災害廃棄物発生量は190,383 t 発生し、令和3年度の一般廃棄物の年間総排出量の7年分に相当する。

災害廃棄物の発生量の推計結果

災害区分	災害廃棄物発生推計量（t）			一般廃棄物年間総排出量（t/年）	相当年数（年）
	災害廃棄物	津波堆積物	合計		
震災	1,564,959	42,960	1,607,919	27,145	59
水害	190,383	—	190,383	27,145	7

□ 処理スケジュール

- 過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、以下のスケジュールを目安とし、実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■



坂井市災害廃棄物処理計画【概要版】

< 発行 >

坂井市役所 生活環境部 環境推進課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

(電話番号) 0776-50-3032 (FAX番号) 0776-66-2940

(E-Mail) kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp